

令和3年 7月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

【令和3年7月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和3年7月5日（月）15時30分～17時30分

会 場 芝山町役場南庁舎 2階第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

4 番 藤 城 英 明

5 番 岩 澤 和 博

6 番 藤 崎 廣

7 番 井 上 優

8 番 鈴 木 房 江

9 番 怒 賀 敏 夫

10番 鈴 木 啓 一

11番 内 田 浩 之

12番 内 田 静 枝

・農地利用最適化推進委員

14番 香 取 和 成

15番 橋 本 薫

16番 西 海 敏 郎

17番 宮 野 三 夫

18番 宇 井 義

19番 中 村 新 一 郎

20番 伊 藤 正 則

欠席委員

3 番 木 内 昭 博

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 堀 越 充 書記 石 橋 将

局 長

定刻となりました。

本日は、4月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。

議事に入る前に皆様ご承知のとおり、13番、森田弘美委員におかれましては、6月24日にご逝去されました。総会の開催に先立ちまして、故森田弘美様のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

恐れ入ります。皆様、ご起立下さい。

黙祷始め。

【黙 祷】

黙祷終わります。ご着席下さい。

それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

本日の出席委員は、農業委員11名、農地利用

最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年7月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。(午後3時30分)

議 長 議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行いません。8番 鈴木房江 委員、9番 怒賀敏夫 委員。兩名を指名いたします。

議 長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。
始めに、議案第1号、農地法第4条による転用に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは説明します。始めに、今回は議案第1号、議案第2号、議案第3号が同一事業でございますので、一括での説明とさせていただきたいのですが、議長よろしいでしょうか？

議 長 一括承認を認めます。説明をお願いします。

局 長 それでは、議案第1号です。

本件は農地法第4条による農地転用の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、資材置場用地・駐車場用地・通路用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無い10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断出来ると思われませんが、申請地は既存施設に隣接するため、例外的に許可できるものと思われ
ます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

続きまして、議案第2号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲渡人および譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、資材置場用地・駐車場用地・通路用地のためです。

その他は議案1号と同様となります。

続きまして、議案第3号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲渡人および譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、資材置場用地・駐車場用地・通路用地のためです。

その他は議案1号および議案第2号と同様となります。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号・第2号・第3号の補足説明をする。

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第1号は原案どおり可決決定い

たしました。

続きまして、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長

続きまして、議案第4号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

それでは説明します。始めに、今回は議案第4号、議案第5号が同一事業でございますので、一括での説明とさせていただきたいのですが、

議長よろしいでしょうか？

議長 一括承認を認めます。説明をお願いします。

局長 続きまして、議案第4号です。
本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、駐車場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われる、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

続きまして、議案第5号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、駐車場用地のためです。

その他は議案第4号と同様となります。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第4号・議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による転用を伴う地上権設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第6号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う地上権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、太陽光発電施設用地のためです。申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われれます。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第6号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第6号は原案どおり可決決定
いたしました。

議 長 続きまして、議案第7号、農地法第5条の規定
による許可後の計画変更に関する件を議題と
致します。
事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第7号です。

資料7をご覧ください。

本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更に関する件です。

こちらにつきましては、資料7の1理由をご覧ください。

右側の変更後の計画に記載されているとおり、「新型コロナウイルスの影響で事業計画を見直し工事時期が変更になったため許可期間を延長する。」となっております。今回の変更申請箇所は、許可期間の延長のみであります。申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、既に許可済の一時転用申請であり、当初の許可期間と合わせて3年未満の延長期間であることから許可できるものと思われま。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第7号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第7号は原案どおり可決決定いた
しました。

議 長 続きますして、議案第8号、令和3年第7次農用地利用集積計画（案）に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第7号です。

本件は、令和3年6月18日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の再設定5件・面積：31,958㎡。新規が1件・面積：11,940㎡です。

詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第8号の補足説明をする。

議 長 それでは、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第9号、農業委員の欠員補充

に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 こちらにつきましては、書記より説明いたします。

議 長 私からもご説明申し上げます。
今回の欠員補充についてのポイントをお話します。

- ・農林水産省の留意事項では、1名欠員するごとに補充する必要はない。
- ・認定農業者の割合や中立者配置の影響はないため組織条件は満たしている。
- ・12月議会での承認だと残任期間は3ヶ月と短期である。
 - ・次期の改選とスケジュールが重複してくる。
 - ・担当地区を持っていなかったため、他の委員に負荷がかかることはない。
 - ・全国の事例を見ても残任期間が6か月未満であると欠員のままとし、次期改選で定員を確保している。

上記の内容を踏まえると、補充をしないで、次

の改選で定数を満たすことでよろしいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 質疑はございますか。
(質疑なし)

それでは、議案第9号を採決いたします。

農業委員の欠員補充を求めないことに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、議案第9号は原案どおり可決決定いたしました。

これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書 記 (石橋) その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。
(意見なし)

議 長 以上をもちまして、令和3年7月芝山町農業委

員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でございました。